

◎公害健康被害の補償等に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二〇年四月一六日法律第一三三号)

年度から平成二十九年度まで、十年間延長するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

一、提案理由(平成二〇年三月一八日・衆議院環境委員会)

○鴨下国務大臣 たいいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律は、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、補償給付の支給等を行うものであります。

今回の改正は、このうち、既に認定されたぜんそく等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するために、所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の法律案は、大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成二十

二、衆議院環境委員長報告(平成二〇年三月二五日)

○小島敏男君 たいいま議題となりました法律案につきましては、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成二十年度から平成二十九年度までの間、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するものとするものであります。

本案は、去る十七日本委員会に付託され、翌十八日鴨下環境大臣から提案理由の説明を徴取し、本日質疑を行いました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、汚染負荷量賦課金の納付義務を負う事業者に対し、平成二十年度におけるその納付の準備に必要な期間を確保するため

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

の修正案が提出されました。

本修正案の趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年三月二五日)

○北川委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、汚染負荷量賦課金の納付義務を負う事業者に対し、その納付の準備に必要な期間を確保するため、本改正法の附則において、平成二十年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間を、本法第五十五条第一項に規定する「年度の初日から四十五日」に、「年度の初日から本改正法の施行期日の前日までの日数」を加えた期間としようとするものであります。

以上が、本修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年三月二五日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 ぜん息等の疾病にかかり苦しんでいる多くの人々がいる現状にかんがみ、当該疾病の種々の原因の早期解明と効果的な予防・回復方法の確立と普及に政府が一丸となって取り組むこと。

二 各種低公害車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。

三 治癒等により被認定者ではなくなった者についても、健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。

四 主要幹線道路沿道等における自動車排出ガスと健康被害との因果関係に関する各種疫学調査等を精力的に推進し、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を五年以内に検討し見直すこと。

三、参議院環境委員長報告(平成二〇年四月九日)

○松山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまし

て、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成二十年度から平成二十九年度まで十年間延長しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、平成二十年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間について、年度の初日から施行期日の前日までの日数を加えることとする修正が行われております。

委員会におきましては、未認定患者を含めた新たな被害者救済制度の必要性、自動車台数の増加を背景にした中国などからの越境汚染の認識、自動車及び工場等の費用負担の割合などを見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

○附帯決議(平成二〇年四月八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、気管支ぜん息などの疾病については、原因の早期解明と効果的な予防・回復方法の確立・普及に取り組むこと。

二、被認定者の高齢化・重症化にも配慮した適切な施策を着実に実施するとともに、治療等により被認定者ではなくなった者についても、健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。

三、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえながら、公害健康被害予防事業の充実に努めること。

四、主要幹線道路沿道等における局地的な大気汚染による健康影響に対する調査を精力的に推進し、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を早急に検討すること。

五、第百六十六回国会で改正された自動車NOx・PM法に基づく施策を着実に実施するとともに、○九年規制適合車の普及、各種低公害車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律
となつて取り組むこと。
右決議する。